組合員及びその扶養家族の方へ

　　　　　　　　　　　　　　　　　　地方職員共済組合大分県支部事務長

個人番号（マイナンバー）利用目的通知書

地方職員共済組合は、組合員及び被扶養者のマイナンバーを番号法別表第１の２４項「厚生年金保険法による年金である保険給付若しくは一時金の支給又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務」及び３９項「地方公務員等共済組合法による短期給付若しくは年金である給付の支給若しくは福祉事業の実施又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務」のために利用します。